

大阪市東淀川区役所地域課（地域グループ）
臨時的任用職員（事務職員） 採用試験要項

大阪市東淀川区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	1 名
受験資格	(1)地方公務員法第 16 条各号（4 ページ参照）に該当しない方 (2)一般的な事務作業（パソコン入力、窓口・電話対応等）のできる方 (3)日本国籍を有する者又は任用予定日までに法令により日本で永住が認められる見込みの者
任用期間	令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで （地方公務員法第 22 条の 3 規定に基づく任用）

2 試験日時・場所、試験の方法、持ち物

試験日時・場所	日時：令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 1 時 20 分集合 場所：大阪市東淀川区東淡路 4 丁目 15 番 1 号 東淀川区役所 出張所 1 階会議室
試験の方法	・筆記（論文）試験 公務を遂行する際に必要な一般教養及び基礎知識並びに文章構成力及び表現力等を問う論文を出題します。（60 分） ・口述（面接）試験 筆記試験終了後、個別に面接を実施します。
持ち物	・筆記用具 ・結果通知用の定型封筒（長形 3 号） 1 通 ※必ず宛先を記載のうえ、110 円分の切手を貼付してください。

※筆記試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。

※受験者の成績が一定の基準に達しない場合は採用しない場合があります。

※試験結果については、令和 7 年 7 月 18 日（金）頃に受験者全員に発送します。

3 申込方法

受験申込については、送付又は持参にて受け付けます。送付の場合は必ず簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）で申込みください。

申込方法	【受付期間】 令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 4 日（金）まで ＜送付の場合：令和 7 年 7 月 4 日（金）必着＞ ＜持参の場合：令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時 30 分までにご持参ください。 （土曜日・日曜日・祝日を除く）＞
------	--

	【提出先】 〒533－8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所1階9番窓口） 大阪市東淀川区役所地域課（地域グループ） ＜送付の場合＞ ※「臨時的任用職員（事務職員）採用申込書在中」と朱書きした封筒に、次の①②③の書類を入れて送付してください。 なお、簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。 ＜持参の場合＞ ※土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分までの間に、次の①②③の書類を提出先にご持参ください。 【必要書類】 ※次の書類等に不備がある場合は、受験できないことがあります。 ※①及び②の書類については、後掲の申込書配付場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市東淀川区役所ホームページから取得してください。 ①大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。 ②申し立て書 1通 ※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。 ③「試験結果」送付用の定型封筒（長形3号） 1通 ※必ず宛先を記載のうえ、<u>110円分の切手</u>を貼付してください。切手の貼付がない場合や不足する場合は、試験結果を送付しません。
--	--

4 職務内容

職務内容	地域コミュニティ育成に関する業務、各地域の窓口・補助金予算・精算事務、区民ホールを含む区役所附設会館管理業務、統計関係業務、人権に関する業務、その他課長が必要と認める業務 なお、上記業務にはパソコン入力による文書等作成及び窓口・電話対応等軽易な業務が含まれます。
------	---

5 勤務条件

勤務場所	住所：大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号 東淀川区役所1階 東淀川区役所地域課（地域グループ）
------	--

勤務日・勤務時間・休憩時間・休日・時間外勤務	① 勤務日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで ただし、地域コミュニティ育成に関する業務や区民ホール管理業務、統計関係業務等で土曜日、日曜日、祝日、年末年始に勤務する場合があります。 ② 勤務時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで ③ 休憩時間 午後 0 時 15 分から午後 1 時まで ただし、昼の窓口当番などで変更となる場合があります。 ④ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） ⑤ 時間外勤務 必要に応じて従事
休暇	年次休暇 10 日間 その他特別休暇あり
給与	【給与等（令和 7 年 4 月 1 日現在）】 月額 213,556 円 ・地域手当を含みます。 ・職歴等がある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ・その他各種手当（扶養手当、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等）について、本市基準により支給します。 ・昇給・昇格はありません。
社会保険等	大阪市職員共済組合に加入し、年金・健康保険が適用となります。

※勤務条件等に係る詳細については、採用決定後お知らせします。

6 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、受験者本人に限り、次の要領で申し出ることにより、試験不合格者の得点（論文・面接）及び順位を開示します。

(1) 日時：令和 7 年 7 月 30 日（水）及び令和 7 年 7 月 31 日（木）の（午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時）

(2) 場所：大阪市東淀川区役所地域課（地域グループ）

(3) 手続：受験者本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は学生証等、顔写真の表示のある証明書）を持参のうえ、1 階 9 番窓口にて口頭で申し出てください。

7 その他

- (1) 提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 試験日の集合時刻に 30 分以上遅刻した場合は受験をお断りします。
- (4) 受験資格がないこと及び申込みの内容並びに受験提出書類等に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

*この試験についての問合せは

大阪市東淀川区役所地域課（地域グループ）

〒533-8501

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号 東淀川区役所1階9番窓口

電話 06 - 4809 - 9734 担当 澤田・寺内

最寄り駅：阪急京都線「上新庄」駅から徒歩 15 分

阪急京都線「淡路」駅から徒歩 20 分

J R おおさか東線「J R 淡路」駅から徒歩 16 分

大阪シティバス「豊新二丁目」停留所から徒歩 5 分

大阪シティバス「東淀川区役所前」停留所すぐ

(参 考)

地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと